

第6章 保存・活用に関する課題・方針

個別目標A「知る」

全ての世代への歴史遺産や伝統文化の理解の推進と愛着の醸成に関する課題・方針

1 調査や価値付け

(1) 調査・記録

【現状・課題①】

歴史文化資源について、保存環境の改善や修理などの必要な措置につなげるべく、所有者等や所在、保存状態などの現状を正確に把握し記録することが重要です。特に未指定文化財については適切な把握を行わないと滅失や散逸等が進む可能性もあります。また継承が危惧される無形の民俗文化財等については、映像による記録化も芸能等の継承のための一つの有効な手段です。

本市は、地域の大切なものとして市民が守り伝えてきた数多くの歴史文化資源があり、昭和40年代から、縄文時代の集落跡や古代寺院跡、高山城跡などの城跡等について継続して埋蔵文化財の発掘調査を実施しており、また建造物の修理のための調査や伝統的建造物群に関する調査、高山祭屋台に関する調査など、一定の調査が行われました。しかし、民俗文化財、古文書や歴史資料、古墳や中世城館跡等の遺跡、化石などの古生物学資料等の分野の把握調査が不十分です。

⇒【方針①】

未指定のものを含めた歴史文化資源の所有者等や所在、保存状態などの現状を正確に把握するための調査・記録作成を進めます。

特に無形の民俗文化財は担い手不足等により芸能が変化してしまう懸念もあり、保存団体等と連携し、映像記録化の取組を進めます。また有形の民俗文化財、地域に伝わる古文書や歴史資料、飛騨国の起源を物語る古墳等の調査を進めます。

中世城館については、未解明の部分も少なくない飛騨の中世の歴史を物語る遺跡であり、特に広瀬城跡、高山城跡については、その価値を明らかにして活用に取り組むための調査等を重点的に進めます。化石などの古生物学資料の調査等については、大学などの研究機関や専門家と連携して把握調査や研究を進めます。

【現状・課題②】

これまでは主に行政を主体として調査が進められました。しかし、広大な市域に所在する多様な歴史文化資源全般を行政のみで状況把握することは困難であり、地域住民、史跡保存団体、歴史資料の研究団体、まちづくり協議会、学術研究機関など様々な主体と連携した状況把握の取組が求められています。

⇒【方針②】

歴史文化資源の調査について、地域住民、史跡保存団体、歴史資料の研究団体、まちづくり協議会、学術研究機関など様々な主体が関わることにより、歴史文化遺産に対する理解、関心が幅

広く醸成される効果も期待され、これらの様々な主体との連携により、歴史文化資源の状況把握を進めます。

(2) 価値付け

【現状・課題①】

指定等の文化財のみではなく、未指定文化財を含めて、歴史文化資源の有する価値が十分に理解されていません。そのため、適切な保存・活用に結び付いていないものがあります。

⇒【方針①】

歴史文化資源のうち未指定文化財は、調査・研究により状況把握を進め、市域全域の中での適切な価値付けを行い、指定することによってその価値に対する市民への理解を深めるとともに、滅失・毀損が生じないよう適切な保全・活用を進めます。また、このうち特に価値の高い歴史文化資源については、市による文化財指定等をはじめ、県や国と調整しながら、県指定に向けて取り組むこととします。

また伝統作物や伝統食品などの歴史文化資源は、公的機関による認証を推進し、地域の食文化等の掘り起こしと継承・活用に取り組みます。

【現状・課題②】

近世末期や近代以降の多様な建造物が、その建築史的、文化的意義や価値が十分認識されずに破壊される懸念があります。緩やかな規制のもと保護を行う登録制度を活用する必要があります。

⇒【方針②】

歴史的な建造物を適切に活用することは、地域の魅力を増加させて、愛着の醸成につながるものであり、そういった活用等も視野に入れて、建築の研究者や建築士(ヘリテージマネージャー:地域歴史文化遺産保全活用推進員)との連携により、建造物等の有形文化財登録の推進を図ります。

2 普及啓発や情報発信

(1) 理解する機会の充実

【現状・課題①】

本市はこれまで大学や行政等により調査・研究が行われ、また文化財施設等において歴史や文化に関する普及啓発の取組などが行われました。優れた歴史や文化を知り、歴史文化資源に触れることは、それらのものを生み出した地域への愛着の醸成につながるものですが、郷土の歴史や文化に関わるイベント等の参加者に偏りがあり、広がりが見られないなどの状況も見られます。より多くの市民等が地域の歴史や文化の魅力に触れる機会を充実することにより、歴史文化資源への愛着の醸成を図る必要があります。

⇒【方針①】

歴史講座、古文書講座などの市民講座を継続的に開催するとともに、啓発冊子の発行等により多くの市民等が関心を持てる内容や、参加しやすい機会を提供することによって、歴史や文化を

知り学ぶ機会を充実し、歴史文化資源への愛着の醸成を図ります。

また、より多くの市民等が地域の歴史や文化を身近に感じやすい、郷土の偉人に関わる郷土の偉人に関わる情報の収集と偉業の顕彰による意識啓発を図ります。

【現状・課題②】

次代を担う児童・生徒等が地域の歴史や文化の魅力に触れる機会を提供することは、自らが住む地域を知る契機となり、地域への愛着を醸成するために有効であるため、その魅力をこどもたちに伝えていくことが必要であり、市内の小・中・義務教育学校においては、高山の歴史についての副読本等を用いた郷土教育の取組等を進めています。しかし、文化財施設と学校教育とのより一層の連携なども求められています。

⇒【方針②】

歴史文化資源の普及・啓発を、「市民がこどもたちにどう語ることができるか」の視点で捉え、風土記の丘学習センターでの土器づくり講座などのこども向け講座の開催や、文化財施設や学校等の教育機関が連携して、伝承芸能保存会などの団体の協力も得ながら、児童・生徒の発達段階に応じた学校教育活動で活用できる学習プログラムの充実や、展示・博物館施設を活用した郷土教育や出前講座などの普及・啓発を進めます。

(2) 情報発信

【現状・課題】

本市はこれまでも行政や各メディア等による有形・無形の歴史文化資源に関わる情報発信が行われました。しかし、情報通信技術を利用した新しい媒体による情報発信等の取組が十分でない現状にあります。歴史文化資源を知ることにより、保存・活用への意識の向上を図るために、情報を発信していくことが必要です。

⇒【方針】

伝統的な風俗慣習や年中行事などの暮らしの中に伝わる文化や、歴史遺産などの記録や情報発信の充実を進めるとともに、ICT（情報通信技術）等を活用し、歴史文化資源をネット上で紹介するアプリの充実や、VR（仮想現実）技術による歴史文化資源の映像制作や公開などの情報発信を進めます。

個別目標B「守り伝える」

歴史遺産や伝統文化の着実な未来への継承に関する課題・方針

3 保存

(1) 保存活用計画等の作成

【現状・課題】

国指定文化財、国登録文化財等について、国からの指導により、所有者や管理団体等が個々の文化財の「保存活用計画（保存管理計画）」を作成し、保存・活用を計画的に行うことが望ましいとされています。本市の国指定文化財、国登録文化財等の中に、観光都市として国内外からの多くの観光客等が訪れる重要な観光資源となっているものも少なくありません。しかし、過度の公開活用が保存に不適切な影響を及ぼす場合もあり、保存と活用のバランスをとりながら整備を行う必要があります。特に令和6年度に国の史跡指定がなされた松倉城跡については、今後の公開活用に向けて、保存と活用のバランスをとりながら整備を進めるように方針の作成を進める必要があります。

⇒【方針】

適切な保存と公開活用のバランスが求められている国指定文化財、登録文化財等については、所有者等からの「保存活用計画（保存管理計画）」作成の相談に個別に応じるほか、計画に基づく適切な保存や活用を推進します。

松倉城跡については保存・活用と整備の方針の作成を進めるとともに、高山城跡、広瀬城跡については活用に向けた調査と評価の推進を図ることにより、飛騨の中近世城館跡の魅力や価値を活かしたまちづくりを進めます。

(2) 適切な保存環境

【現状・課題①】

有形の歴史文化資源は、所有者等により周辺環境も含めて適切な保存の環境のもとで維持管理される必要があります。また定期的な確認などの状況把握等も重要ですが、人口減少や少子高齢化に伴う地域コミュニティの状況変化等により、十分な監視が行き届かないものもあります。

⇒【方針①】

各所有者等において、管理する有形の歴史文化資源の日常的な点検などの状況把握を適切に行うことで損傷の早期発見に努め、良好な環境で維持管理を行うとともに、文化財保護巡視員との連携を図り、適切な保存環境の維持や毀損等の防止を図ります。

【現状・課題②】

本市における周知の埋蔵文化財包蔵地は、約1,100箇所と膨大です。これらは地域の歴史を語る重要な資源として、文化財保護法に基づく保護が求められていますが、土地の開発等に伴う毀損や滅失の懸念があります。

⇒【方針②】

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発等に伴い土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所において遺跡が発見された場合の届出等について、その義務を徹底し、また、岐阜県教育委員会の指導・助言を仰ぎながら、開発事業者との調整や確認調査を確実にを行うことにより、埋蔵文化財を適切に保護します。

また、開発等に当たっては、事前の協議の中で、できる限り包蔵地を回避するよう働きかけ、包蔵地以外の場所にあっても、新たに発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や遺構保存に努めることとします。

(3) 修理等の実施

【現状・課題①】

有形の歴史文化資源の保存に当たっては、その本質的な価値を着実に次世代に継承するために、経年劣化等への対応として計画的な維持修理が必要です。

修理に当たっては、その価値を損なうことのないよう、その歴史文化資源の特質を十分に把握した上で、例規や関係機関・専門家による指導等に基づき行う必要があります。

⇒【方針①】

有形の歴史文化資源の経年劣化等の状況を適切に把握し、計画的に維持修理を実施することにより、歴史文化資源を後世に伝えます。

修理に当たっては、過去の改造・改修の履歴や調査の記録等を活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基本とします。特に、指定文化財の修理は、文化財保護法や岐阜県及び高山市の文化財保護条例等に基づいて実施するほか、文化庁や高山市文化財審議会等による指導など、関係機関や専門家と連携して行うこととします。

【現状・課題②】

伝統的建造物群保存地区内の建造物は、適切な修理・修景の実施により歴史的な景観の保全を図る必要があります。しかし、伝統的建造物群保存地区周辺での観光等の商業活動に伴う建造物の取り壊しや改造などの事例が発生しています。

⇒【方針②】

伝統的建造物群保存地区内の建造物は、適切な修理・修景を実施することにより歴史的な景観の保全を図ることとし、周辺の未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物等の修理については、所有者等と協議しながら保存のための対策を講じます。

良好な歴史的景観を維持する区域等において、住民自らが美しい景観と潤いのあるまちづくりを推進するため、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づいて、建築物の規模、土地利用等に係るまちづくりに関する計画を策定し、市長とまちづくりに関する協定を締結する取組を推進します。

景観重要建造物の修景や、市街地景観保存区域の一定の条件を満たした建築工事に対し、費用の一部を助成します。

【現状・課題③】

国選定を受けている「三町」と「下二之町大新町」の2箇所の重要伝統的建造物群保存地区以外でも、旧高山城下町の良好な歴史的風致を保有する地区での伝統的建造物群の保存や活用が求められています。

⇒【方針③】

寺内町や空町地区での周辺環境の調査・再評価や住民との調整等を進め、重要伝統的建造物群保存地区の拡大を推進します。

(4) 歴史文化資源の公有化

【現状・課題】

人口減少や少子高齢化に伴い所有者による歴史文化資源の維持管理が困難となっている事例など、地域の価値ある歴史文化資源の散逸や滅失のおそれがあり、対策が必要です。

⇒【方針】

本市の歴史文化資源は地域への愛着を深めるための大切な資源であり、市内において適切に保存や活用することが望ましく、価値ある資源の散逸や滅失を防止するため、歴史資料や歴史的価値のある史跡、建造物などを、市による購入や寄附受入れを行うことにより、資源の適切な保存・活用を進めます。

4 保存展示施設

(1) 保存展示施設

【現状・課題①】

本市は、美術工芸品や有形の民俗文化財（以下「歴史民俗資料」という。）の保存展示施設として「飛騨高山まちの博物館」を平成23年に開館し、市民を含む多くの来訪者等に、高山の歴史や文化に触れる機会を提供しています。他に考古資料の保存展示施設「風土記の丘学習センター」や、民俗文化野外展示施設である「飛騨民俗村・飛騨の里」などを設置しているほか、支所地域は「久々野歴史民俗資料館」（久々野町）「荒川家住宅」（丹生川町）などの保存展示施設を設置しています。市街地中心部の施設は比較的多くの利用者が訪れていますが、支所地域にある施設等は、利用者が十分でない施設や利用者が減少している施設もあり、各施設の役割分担や連携により利用促進を図る必要があります。

⇒【方針①】

市営の保存展示施設のうち、飛騨高山まちの博物館、飛騨民俗村・飛騨の里、風土記の丘学習センターの3施設を、市内の歴史文化資源の保存・活用の中心となるコア施設と位置付け、飛騨高山まちの博物館を歴史分野、飛騨民俗村・飛騨の里を民俗分野、風土記の丘学習センターを考古分野におけるコア施設とします。各コア施設は専門の学芸職員を配置し、博物館事業や、施設間の回遊性を高めるためのサテライト施設の紹介展示や情報発信など、各施設との連携事業等を実施します。

その他の保存展示施設をサテライト施設と位置付け、コア施設との連携による展示内容の充実

などにより利用促進を図るなど、役割分担に基づき、適切な資料管理や施設管理を行うとともに、計画的な改修や耐震化の推進を図ります。

【現状・課題②】

市の保存展示施設や収蔵庫等で収蔵している市所有の歴史民俗資料等は、その大部分が平成17年の合併以前に各市町村単位で収集したものであり、自治体ごとに異なる基準により収集されたものであるため、整理や価値づけの基準が明確ではありません。

これらの歴史民俗資料等の中に、地域ごとの特色を表すなど独自の価値を持つものもあり、地域への愛着を醸成する上でも、適切に整理を行い効果的な活用を進める必要があります。

⇒【方針②】

市所有の歴史民俗資料等について、整理の方向性や価値づけの基準を明確にし、様々な団体と連携した整理や目録作成、価値付けを進めるとともに、保存展示施設等での常設展示や、特別展での展示、資料情報の公開などにより活用を進めます。

【現状・課題③】

市所有の歴史民俗資料等を収蔵している収蔵庫等は、収蔵庫の建物でない伝統的な古民家や古い木造校舎などを利用しているものも多くあります。そのため、温湿度管理や虫害対策など、木材や植物繊維などを原材料とした資料を将来にわたって適切に伝えていくための環境や体制が十分ではありません。また収蔵庫等の経年劣化や防火対策などの課題もあります。

⇒【方針③】

各収蔵庫等の温湿度等の現況把握に努め、温湿度管理や虫害・カビ対策など保存環境の維持向上を図ります。

また特に将来にわたって保存・活用していくべき資料を保管する収蔵庫等については、地域の意見なども踏まえながら、計画的に改修や防火対策等の整備を行います。

■歴史文化資源に関する市営の保存展示施設

名称 ※コア施設	所在地 (高山市)	主な展示・活動内容等
飛騨高山まちの博物館 ※	上一之町 75	・城下町高山の歴史や、美術工芸、伝統文化に関わる歴史民俗資料の保存・展示、特別展や各種講座の開催
風土記の丘学習センター・ 風土記の丘史跡公園 (古代集落の里・古墳広場) ※	赤保木町 400-2	・学習センターで、市内の遺跡からの出土遺物等の保存・展示や土器づくり講座等の開催 ・古代集落の里で、県指定史跡である赤保木石器時代火焔跡に古代住居を復元 ・古墳広場で、赤保木古墳群を公開
飛騨民俗村・飛騨の里 ※	上岡本町 1 丁目 590	・国指定文化財である旧田中家住宅など、飛騨の代表的な民家 30 数棟や、農山村の生活用具などの民俗文化財を公開する野外型の展示施設

飛騨高山まちの体験交流館	上一之町 35-1	・一位一刀彫や、有道杓子など、飛騨高山の伝統工芸等の体験や実演
高山市政記念館	神明町 4 丁目 15	・市指定文化財である旧高山町役場を公開し、明治から平成の合併に至る高山地域の歩みや平成 17 年の新高山市誕生の歴史を紹介
高山市松本家住宅	上川原町 125	・国指定文化財である江戸時代の飛騨高山の商家を公開
高山市宮地家住宅	大新町 2 丁目 44	・市指定文化財である明治時代初期の飛騨高山の標準的な町家を公開
荒川家住宅・ 歴史民俗資料館・旧緒方家	丹生川町大谷 141	・国指定文化財である江戸中期の大規模な民家を公開し、丹生川地域の歴史民俗資料を展示
荘川の里	荘川町新淵 53	・県指定文化財である三島家住宅など、荘川地域の伝統的な民家を移築し公開する野外型の展示施設
飛騨位山文化交流館	一之宮町 3095	・一之宮地域の歴史民俗資料を展示
久々野歴史民俗資料館・ 堂之上遺跡公園	久々野町久々野 2262-1	・資料館で国指定史跡である堂之上遺跡の出土品や、久々野地域の歴史民俗資料を展示 ・堂之上遺跡公園で、国指定史跡内で古代住居を復元
上宝ふるさと歴史館	上宝町本郷 582- 12	・上宝・奥飛騨温泉郷地域の自然や考古に関する資料、大原騒動や円空仏など歴史民俗に関する資料を展示

■市所有の収蔵庫等

名称	所在地 (高山市)	役割
飛騨民俗村収蔵庫	西之一色町 3 丁目 926-1	国指定民俗文化財の収蔵
丹生川民俗資料館 (旧田中家)	丹生川町町方 1442	地域の歴史民俗資料の収蔵 伝統的民家の維持
清見民俗資料館 (旧大原分校)	清見町三日町 606-1	地域の歴史民俗資料の収蔵 木造校舎の維持
一之宮民俗資料収蔵庫 (宮小体育館床下)	一之宮町 3050	地域の歴史民俗資料の収蔵
秋神民俗資料館	朝日町桑之島 72-1	地域の歴史民俗資料の収蔵
高根民俗資料館 (旧村田家)	高根町上ヶ洞 470-1	地域の歴史民俗資料の収蔵 伝統的民家の維持
国府文化財収蔵庫	国府町広瀬町 1285-2	地域の考古資料の収蔵
国府考古資料等収蔵庫	国府町西門前 515	地域の歴史民俗資料等の収蔵
国府民俗資料等収蔵庫	国府町西門前 488-1	地域の歴史民俗資料の収蔵

5 周辺環境整備

(1) 周辺環境の整備

【現状・課題①】

歴史文化資源の周辺環境は、歴史文化資源の魅力に強い影響力を持っています。特に建造物や遺跡など、土地に密着する歴史文化資源は、核となる歴史文化資源の周辺に、その歴史を物語る様々な要素があるため、歴史文化資源単体にもみ措置を講じるのではなく、その周辺環境も含めた維持管理や整備など、一体的な措置を講じることにより、歴史文化資源の魅力を高める必要があります。

⇒【方針①】

歴史的な街道や史跡周辺の歩道整備など、歴史文化資源を保存する上で、良好な周辺環境を確保します。また、歴史文化資源の説明板や案内表示、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化により再整備する際に、歴史文化資源や周辺の環境と調和したものとします。

【現状・課題②】

伝統的建造物群などの歴史文化資源を積極的にまちづくりに活かすために、高山市歴史的風致維持向上計画等の関連計画や法令と連携し、周辺環境を含めての一体的な保全が必要です。

⇒【方針②】

歴史文化資源の保全管理に当たっては、高山市歴史的風致維持向上計画、都市計画法や景観法など、関連する計画、法令及びこれに基づく事業との連携を図ります。

6 連携した取組

(1) 連携した取組

【現状・課題①】

本市は、歴史文化資源の所有者や管理者等のほか、景観町並保存会や高山祭の屋台組をはじめ、史跡保存団体、伝承芸能保存団体、樹木などの天然記念物を守る団体、文化財を保有する神社の氏子組織など、地域住民による活動団体が主体となって歴史文化資源の保存・活用を担ってきました。

地域の歴史文化資源は、それらが生み出された地域で守り伝えられることが、地域への愛着の醸成につながります。保存団体等の保存活動に対する支援など、行政・関係機関等と連携した継承の取組を進める必要があります。

⇒【方針①】

所有者や、景観町並保存会や史跡保存団体、伝承芸能保存団体等による地域の歴史文化資源の保存・活用のための活動に対し、行政から助成を行うほか、歴史文化資源を適切に保存するための管理や活用方法の指導・助言を行うなど、行政・関係機関等と連携した継承の取組を進めます。

【現状・課題②】

所有者等が保存修理を行う場合は、その経費負担も課題となっています。

⇒【方針②】

所有者等の経費負担の軽減を考慮し、指定文化財等の場合は、所有者等が行う保存修理に対し助成を行うとともに、各種補助制度が積極的に活用されるよう周知します。

7 体制づくりや人材育成

(1) 組織・体制づくり

【現状・課題】

本市の人口は、市町村合併後の平成 17 年(2005)をピークとしてその後は減少が続いています。こうした人口減少や少子高齢化による地域コミュニティの状況変化等の社会情勢の変革、価値観の多様化などを背景に、祭礼時の伝承芸能や、高山祭の屋台行事等の担い手がいなくなるなど、地域の歴史文化資源の継承や活用が課題になっています。

⇒【方針】

市民、関連団体や行政等との連携により歴史文化資源を保存・活用する体制を整備し、活動や担い手の確保に向けた取組への助成や助言、情報提供、研修等を通して継続的に支援を行います。また子どもが自然な形で伝承芸能などの伝統文化に参加できるよう、保存活動に対する支援を行います。

各地域の祭礼は、担い手不足により伝承芸能や祭礼行事、屋台等の維持が困難となっており、後継者の育成や助成金による支援を継続的に行うほか、高山祭の屋台行事等については、人材等を支援するための新たな仕組みづくりを検討します。

また多くの方が各地域の祭礼芸能や祭礼行事に関心を深めることにより、地元での保存の意識が高まり、継承につながっていくよう、各地域の祭礼についての情報を発信する取組を促進します。

(2) 技術者育成

【現状・課題】

本市は昭和 38 年(1963)以降、重要有形民俗文化財「高山祭屋台」の管理団体として、高山祭屋台の保護に努め、昭和 56 年(1981)以降、要綱に基づき屋台修理技術者の認定を行い、技術者の育成に努めています。高山祭屋台の保存技術や、伝統工芸品の製作技術など、歴史文化資源に関わる製作技術や作法、生業等の継承者が不足しています。

⇒【方針】

高山祭屋台保存技術などの伝統技術の継承や、伝統的工芸品の製作技術の継承に取り組む団体等への助成を通じて、製作技術や作法、生業等も継承していくための人材育成を支援します。

伝統的な技法による建造物の修理・修景等に対する助成を通じて、大工等の技術継承を推進します。

8 防災・防犯

(1) 防災対策

1) 関連計画・指針等

【現状・課題】

本市は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、高山市防災会議が、本市の地域に係る災害の対策に関して「高山市地域防災計画（一般対策編・地震対策編・火山対策編）」を定めており、歴史文化資源に関する対策としては、施設の不燃化構造の促進、防火・消防設備等の設置、防災知識の普及、文化財防火訓練の実施など、ハード・ソフト両面からの対策を掲げています。

令和元年（2019）に文化庁により「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」が定められ、関係自治体は歴史文化資源の防火対策に取り組むこととなっています。

また岐阜県が令和3年（2021）に策定した「岐阜県文化財保存活用大綱」は、指定等文化財の所有者又は管理者、市、県の連携による歴史文化資源の防災に係る体制の確立や、災害発生時の対応などの対策を掲げています。

火災や地震・水害等の災害は、歴史文化資源の保存・活用にとって大きなリスクであり、これらの計画や指針に基づき防災の体制を確立し、ハード・ソフト両面からリスク軽減の対策を講じることが必要です。

⇒【方針】

「高山市地域防災計画」「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」「岐阜県文化財保存活用大綱」等の関連する計画や指針に基づき、歴史文化資源の防災対策を進めます。

歴史文化資源に被害が認められた場合は、専門家の意見も参考として、文化財的価値を可能な限り維持するよう所有者や管理者に個々の歴史文化資源について対策の指示・指導をすることとし、必要に応じて、県を通じて文化財防災センターに支援の要請を行うなど、歴史文化資源の所有者や管理者、関係団体、市、県など各主体が連携することで、歴史文化資源の災害による被害を最小限に防ぎ、災害発生時に適切に対応できる体制の整備に努めます。

2) 火災被害

【現状・課題①】

有形の歴史文化資源を継承していく上で、火災は滅失や毀損につながる最大とも言えるリスク要因であり、価値の高い歴史文化資源については、個別に防火対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが重要です。

⇒【方針①】

文化庁により定められた「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年12月）、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年9月）等に基づき、防火対策を進めます。

予防対策を徹底し、消防法で義務付けられている自動火災報知機や、消火設備等の防火設備を設置し、設置後は定期的に保守点検を行い、火災発生時に正常に機能するよう管理に万全を図り

ます。

発生した際の早期発見・初期消火・延焼防止といった迅速な消火体制を確保します。

防災教育や訓練として、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発に取り組み、文化財防火デーで、消防署・消防団・自主防災組織・所有者等が連携して消火訓練や避難訓練を実施し、万が一の火災発生時に迅速な行動がとれるようにします。

【現状・課題②】

重要伝統的建造物群保存地区を含む旧城下町は、近世より数度の大火が発生しており、これまでも指定文化財については消火設備の設置に対する助成や、所有者等に対し定期的な消火訓練を促すなどの対応を行っています。

地域内における指定文化財の建造物のほとんどが木造であり、特に重要伝統的建造物群保存地区は木造家屋が連担する町並みであることから火災に対して脆弱であり、ひとたび火災が発生すると、延焼により被害が広い範囲に及ぶことが懸念され、防火体制の強化が必要です。

⇒【方針②】

旧城下町においては、引き続き指定文化財について消火設備の設置に対する助成を行うとともに、指定文化財の所有者等に対し、定期的な消火訓練などを促すこととします。

重要伝統的建造物群保存地区においては、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例や各伝統的建造物群保存地区の保存計画及び防災計画に基づき、地区内の住民を中心に組織される自主防災組織や町並保存会等と連携し、地区内の防災施設（土蔵等）や、防災設備及び防災備品の整備等を行うとともに、防火対策で重要となる火災の早期発見、初期対応に関する活動や防災意識の啓発や自主防災活動の推進に取り組み、地域のつながりによる防火体制の強化に努めます。

3) 地震災害

【現状・課題】

過去の地震記録によると、本市を中心とする地域は、18世紀～20世紀前半にかけて、内陸型の小地震が10～30年の間隔で頻発しています。

本市における地震被害の想定としては、東海地震が発生した場合の影響が考えられるほか、岐阜県が公表した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果で、次の地震において大きな被害が想定されています。

ア 高山・大原断層帯地震 マグニチュード 7.6 程度（最大震度 7）

イ 阿寺断層帯地震 マグニチュード 7.9 程度（最大震度 7）

ウ 跡津川断層帯地震 マグニチュード 7.9 程度（最大震度 6 強）

大規模な地震が発生した場合は、建築基準法施行前に建築された伝統的な町家などの木造建築物を主として、倒壊・毀損などの重大なリスクが想定されます。伝統的な町家など建築基準法施行前に建築された木造建築物は、現在の建築基準法に基づく耐震診断を行った場合、耐震性が非常に低いという結果となりますが、反面柔らかさや粘り強さがあるという特徴があることから、その特徴に応じた耐震診断や耐震改修工事を行うための「高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル」を平成 25 年度に作成しました。これに基づき耐震診断や耐震改修工事等の対策を進め

る必要があります。

⇒【方針】

「高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル」に基づいて行われる、伝統的な木造建築物の耐震診断や耐震改修工事に対して助成を行い、耐震化を促進することにより、倒壊・毀損のリスクの軽減を図ります。伝統的建造物群保存地区においては、適切な維持管理が行われるように修理・修景を促進します。

4) 浸水・土砂災害

【現状・課題】

水害は、台風や集中豪雨時の河川の溢水等による農地及び家屋等の浸水被害が予想されます。また急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを原因とする土砂災害も想定されます。

本市は、発生が予測される洪水や土砂災害などに対し、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などの災害ハザード情報や、災害に関する様々な情報、指定避難所の一覧などをまとめた、地域ごとのハザードマップを作成しています。

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内等に所在する歴史文化資源については、災害発生時に重点的な対応を行う必要があります。

⇒【方針】

歴史文化資源の所在を適切に把握し、特に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内等に所在するものについては、災害が予想される場合は重点的に被害防止の対応に努め、災害発生時は被害状況の把握に努めます。

5) 雪害

【現状・課題】

本市の降積雪の状況は、昭和31年、38年、56年、平成3年の豪雪に見られるように、大規模な寒波の流入により強い降雪が継続し、1mを超える積雪となることもあり、建造物や天然記念物の樹木等の毀損・倒壊などの被害が想定されます。

特に経年劣化の進んだ木造建造物や、樹勢が弱まっている天然記念物の樹木等については、被害防止の対応が必要となっています。

⇒【方針】

木造建造物や天然記念物の樹木等は、経年劣化により脆弱となっている箇所があるため降雪による被害が予想される場合は、補修や補強などの対策を検討し、多量の積雪時は、適切な除雪を行います。

6) 風害

【現状・課題】

台風による被害について、大型台風が本市の南西部から北東に通過する場合にあっては、昭和34年の伊勢湾台風時のように相当規模の被害が全市にわたって発生すると予想され、建造物や

天然記念物の樹木等の毀損・倒壊などの被害が想定されます。

特に経年劣化の進んだ木造建造物や、樹勢が弱まっている天然記念物の樹木等については、被害防止の対応が必要となっています。

⇒【方針】

木造建造物や天然記念物の樹木等は現状の把握に努め、経年劣化により脆弱となっていたり、樹勢が弱まっていたりする箇所等については、適切に補修や補強などの対策を検討します。

(2) 防犯対策

【現状・課題】

人口減少や少子高齢化等により監視体制が脆弱となっている歴史文化資源があり、全国各地でも、歴史文化資源に対する盗難被害や落書き等の毀損被害が生じていることから、盗難被害や、落書き等の毀損被害に対する防犯体制を強化する必要があります。

⇒【方針】

文化財所有者に対し、防犯設備の設置の推奨などの防犯対策の周知や啓発等を行い、また市民に対し、歴史文化資源に対する愛護精神を高めるための啓発等の取組を行うことにより、盗難・毀損が生じない環境づくりを進めます。

文化財保護巡視員による定期巡視や警察との連携を進め、地域や関係機関と一体となった防犯対策を進めます。また盗難等が発生した場合は、文化庁で運用されている所在不明文化財の情報提供サイトに情報を登録し、早期発見に努めます。

個別目標C「活かす」

歴史遺産や伝統文化の活用と、活用できる人づくりの推進に関する課題・方針

9 活用

(1) 公開・活用

【現状・課題①】

観光面での連携も含め、地域の歴史文化資源に光をあてて公開等の活用に取り組み、魅力を発信することにより保存意識を高める必要があります。

⇒【方針①】

地域の歴史文化資源のうち、指定等文化財について、文化財所有者に公開活用協定の締結により、指定等文化財の公開活用を推進します。

【現状・課題②】

飛騨高山まちの博物館での歴史民俗資料の展示公開や、飛騨高山まちの体験交流館での伝統工芸の実演や体験に触れる機会の提供、風土記の丘学習センターでの考古資料の展示公開、飛騨民俗村での飛騨の伝統的な民家や民俗文化財の展示公開などのほか、支所地域の文化財施設で歴史民俗資料等の公開活用が行われていますが、展示内容がいつでも同じものでは、リピーターの入館が期待できず、適宜、展示内容の見直しが必要です。体験の内容等も拡充を図り、伝統技術の継承につながるものとする必要があります。

また施設の案内板や説明についても、未設置や老朽化しているものあり、統一感をもった整備を進めていく必要があります。

⇒【方針②】

各展示公開施設等においては、より多くの市民等に歴史文化資源の魅力に触れる機会を提供するため、特別展・企画展等の開催に努め、多様なニーズに対応して展示や体験内容の充実や見直しを行うなどのほか、施設以外の場所で出前講座や資料の展示公開を行うなどのアウトリーチの取組を進めます。また、施設の案内板や説明についても、統一感をもった整備を推進します。

【現状・課題③】

化石などの古生物学資料や民具資料など、十分な活用が行われていなかった資料について、最新の調査・研究成果を公開する場を設けることにより、新たな活用や保存・継承につながる意識の高揚を促す取組が必要です。

⇒【方針③】

最新の調査・研究成果を公表する講演会や、研究機関と連携したワークショップ、展示会等を開催することにより、歴史文化資源への認識を深め、保存意識の高揚を図ります。

【現状・課題④】

史跡等の歴史文化資源を活用した都市公園等があり、市民が身近に歴史文化資源に触れることのできる貴重な場所となっているため、適切に維持管理を行い、利用促進を図る必要があります。

⇒【方針④】

歴史文化資源を活用した都市公園等について、適切に維持管理を行い、利用促進を図ります。

■指定文化財を活用した公園施設

名称	所在地（高山市）	指定文化財
城山公園	城山 ほか	高山城跡（県史跡天然記念物） （市指定もあり）
松倉シンボル広場	上岡本町 2821-2	松倉城跡（県史跡）
風土記の丘史跡公園	赤保木町 400-2	赤保木石器時代火炉（県史跡） 成田正利の墓（県史跡）
車田史跡公園	松之木町 1775	車田（県無形民俗）
川上別邸史跡公園	島川原町 47	町年寄川上家別邸跡（市史跡）
国分尼寺史跡広場	岡本町 2 丁目 130-1	国分尼寺金堂跡（市史跡）
尾崎城公園	丹生川町町方 1610	尾崎城跡（市史跡）
大谷しだれ桜公園	清見町大谷 379	枝垂れザクラ（県天然記念物）
くるまーと六厩公園	荘川町六厩 158-3	千鳥格子御堂（市有形民俗）
荘川桜公園	荘川町中野 770-1	荘川ザクラ（県天然記念物）
臥龍公園	一之宮町 275-1	臥龍のサクラ（国天然記念物）
堂之上遺跡公園	久々野町久々野 2270	堂之上遺跡（国史跡）
桜野公園	国府町広瀬町 510-1	桜野（市名勝）
宇津江四十八滝公園	国府町宇津江	宇津江四十八滝（県名勝）

10 活用するための人づくり

(1) 歴史文化資源を活用できる人材育成

【現状・課題】

歴史文化資源の活用を推進するために、市民一人ひとりが、本市の歴史文化資源を大切に保存すること、地域の資源として活用することの意義を理解し、次の世代を担うこどもが、誇りを持って語ることでできる文化を遺していくとともに、そういった地域の歴史文化を語り伝えていくための人材を育てていく必要があります。

⇒【方針】

多くの市民が郷土の歴史や文化を語り伝えていくことができるよう、語り手となる人材を育成することで、歴史文化資源の保存及び活用の普及・啓発に努め、後世への継承を図ります。

また、文化財保存団体等との連携により、こどもを対象としたイベント等を行うことで、次代を担うこどもたちの郷土の歴史や文化に対する愛着や誇りを育むこととします。